

正 本

訴 状

東京地方裁判所 御中

2019年8月10日

原告訴訟代理人弁護士 大 橋 毅



同 代理人弁護士 岡 本 翔 太



〒 [Redacted]

[Redacted]

原 告 デニズ・ [Redacted]  
(DENIZ [Redacted])

(送達場所) 〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目17番3号ウェルシヤン池袋1005号室

大橋毅法律事務所 Tel.03-5951-6440 Fax03-5951-6444

原告訴訟代理人弁護士 大 橋 毅

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者 法 務 大 臣 山 下 貴 司

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 161万2000円

貼用印紙 追完



請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金161万2000円及びうち124万円に対する2019年1月20日から支払済みまで、うち37万2000円に対する201

9年2月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 原告

1 原告は、1979年2月17日、トルコで出生した男性である。国籍はトルコだが、クルド民族である。

2 原告は2007年来日し、現在、日本人女性である■■■■と婚姻関係にある。

3 原告は難民認定申請者である。

4 原告は、在留資格を有しておらず、2016年5月15日から東京入国管理局収容場に収容され、2017年2月2日に法務省入国者収容所東日本入国管理センター（以下「東日本センター」という。）に移収された。

その後、原告は、2019年8月2日、仮放免許可された。

### 第2 概要と経緯

#### 1 概要

本訴えは、東日本センター内において、職員から暴行を受けたこと、また理由なく隔離処分を受けたこと、さらに暴行に関し同センター所長が必要な救済措置をしなかったこと、という同センターの職員らが行った三つの不法行為について、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を求めるものである。

#### 2 東日本センター職員による暴行

2019年1月19日午後11時から12時の間に、原告は、長期無期限収容の蓄積されたストレスにより、処遇担当職員に、向精神薬の交付を要請した。

しかし同職員は、原告が処方を受けながら1ヶ月半前に服用を中断した薬が未だ残っていることを理由にして、向精神薬を交付しなかった。原告が「私が服用を止めた薬をなぜ返品しなかったのですか」と尋ねると、職員は「この睡

眠薬は違うものであり、返品できません」と言った。原告が「どこが違う？あなた方が『デニズ、あなたの睡眠薬が終わりそうですから、この申出書にサインしておいて。新しい薬を出してあげるから』と言いました。私が睡眠薬を飲みたくなかったから、サインをしないで、薬の名前を黒く塗りつぶし、その横に『いない』と書きました。3週間前に。なのに、その薬はなぜ未だ返品されていないのですか」と尋ねた。同職員は、前述したものと同じ応答を繰り返した

原告はストレスが嵩じて大声を出した。

別の職員が原告に「声を張り上げるな。他の部屋に行って話し合しましょう。」と言った。原告は「でも私は自分の部屋から出たくないから、いいたいことがあるのなら、ここで言えばいい。他の皆にも聞いてもらいたいから。あなた方が私たちに対してやっていることはもう十分だ」と言った。

10～15人の職員が「デニズ、皆怒っている」などと言いながら、部屋に侵入した。そして原告は、当該職員の中の者から手首をひねられた。非常に痛かったため、原告は足をドタバタとさせてもがき、手首の痛みには耐えられないことを訴え、放してくれるよう頼んだ。しかし職員たちは原告を放さず、「デニズは私を殴った」などと言い始めた。さらに識別番号HC570の職員（以下「本件職員」という。）は、右手の親指で原告のこめかみや、左の顎の下を、突き上げた。他の職員は、原告の鼻と口を、息ができない状態で、10～15秒間塞いだ。

原告は、殺されると思うほど恐怖した。「殺される、助けて」と叫んだ。

本件職員を含む10～15人の職員らは、原告を独居房に連行し、同独居房へ収容した。

更にその房内で、本件職員が、原告の後ろ手で手錠がかけられた両腕を、強く上に締め上げた。そうしながら本件職員は原告の耳元で「痛い？でもごめんなさい」「痛くしてありますがごめんなさい」と、意味不明のことを言った。

### 3 根拠を欠いた隔離処分

- (1) 東日本センターの職員らは、上記1で述べた原告の挙動を受けて、原告を保護室に入れて隔離した。その後の原告と職員らのやり取りは、東日本セン

ターが作成した報告書によれば、要旨、以下のとおり記載されている(甲3)。

ア 原告が「眠る薬は全てキャンセルしているはずだ。リラックスの薬をすぐに飲ませろ」等大声で叫び続けたことから、同副看守責任者が同行為の中止を命じたが、原告はこれを無視して大声で自己主張を繰り返した。生活指導のため、副看守責任者以下複数の職員が、原告に対し、処遇室に出室するよう指示したところ、原告は「ここで話す。あっちの部屋には行かない」旨述べ、これに従おうとしなかった。よって、同副看守責任者以下複数名で入室し、着座している原告の両腕を抱えて連行しようとしたところ、原告は四肢に力を入れるなどして激しく抵抗し、副看守責任者の腹部を足で蹴る暴行に及んだほか、職員の活動帽及び副看守責任者の識別票を奪取して投げ捨てる行為に及んだ。

イ、「一旦、処遇室に連行した。」「処遇室に連行後も四肢に力を入れるなどして激しく抵抗を続けたことから、室内において、原告をうつぶせに制圧した。しかし、原告は、なおも四肢に力を入れて激しく抵抗を続けたことから、原告及び職員の受傷事故防止のため、他にこれを防止する方法がないと認められたことから、原告に対し第一種手錠を両手後ろ手に施した。」「原告を床に着座させた上、同人に対し、暴行及び職務執行妨害で隔離する旨を言い渡した。」。

(2) そして、以上で述べた報告書記載の事実を前提に、原告は、被収容者処遇規則18条1項1号の「暴行」及び2号の「職務執行妨害」に当たるものとして、5日間の隔離処分を受けた(以下「本件隔離処分」という。)(甲3)。

(3) しかし、原告は雑居房で職員の腹を蹴るなどの暴行をしていない。職員らから前述の暴行を受けたので痛みを耐えかねてもがいただけである。

また「職務執行妨害」がどの点を指すのか判然としないが、雑居房から別の部屋へ出室する指示に応じなかったことだとすれば、同時点で指示に強制力はなく、指示に従わなかった原告の腕を多数がつかんで連行する法的根拠はなかったと考えられる。

(4) したがって、本件隔離処分は根拠を欠き違法である。

#### 4 不服申出及びこれに対する措置

(1) 原告の不服申出及び「理由あり」の判定

原告は、2019年1月21日、上記した暴行を受けたことについて、被収容者処遇規則41条の2に基づく不服申出をした(甲2)。

そうしたところ、同年2月4日、東日本センター職員から「判定書」を渡された。同判定書には、「理由あり」と記載されていたが、それ以外に、どのような調査がされ、どのような事実が認定されたか、書かれていなかった(甲2)。

同職員は、原告に対し、本件職員ら暴行した2人の職員が「ここからいなくなった」と述べたが、正確にどのような措置がされたのか、判然とした説明はなかった。

(2) 情報開示請求及び開示された情報の内容

原告は、上記不服申出手続に関する全書類について、行政機関個人情報保護法に基づく情報開示請求をした。しかし多くの部分が不開示とされ、どのような調査がされ、どのような事実が認定されたか、判らないままだった(甲1)。

また再発防止の措置が何かとられたという説明もなかった。

(3) 不服申出後にとられた措置の内容

その後、本件職員が引き続き東日本センターで稼働していることが判明した。

さらに、原告に対する制圧行為に本件職員も参加し、原告に対し有形力の行使を行った。

そのみか、本件職員が原告に対して挑発する行動まで行うに至っている。

### 第3 不法行為

#### 1 本件職員を含む職員らによる暴行の違法性

第2の1で述べた、職員による暴行は、違法なものであり、不法行為に当たる。

#### 2 隔離処分の違法性

第2の2で述べたとおり、本件隔離処分はその理由となる事実を欠き、違法

なものであるから、不法行為に当たる。

### 3 不服申出の結果後の措置の違法性

- (1) 被収容者処遇規則41条の4は、「所長等は、第41条の2第1項の不服の申出が理由があると判定したとき・・・は、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置を執るものとする。」と定める。

東日本センター所長は、原告の処遇等に関し必要な措置を執る義務があった。

- (2) 「必要な措置」の具体的内容は、被収容者処遇規則上、明確でない。

この点、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（以下「拷問等禁止条約」という。）13条1項第1文は、「締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問を受けたと主張する者が自国の権限ある当局に申立を行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保する。申立を行った者及び証人をその申立又は証拠の提供の結果生ずるあらゆる不当な取り扱い又は脅迫から保護することを確保するための措置がとられるものとする。」と定め、同14条は「締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける強制執行可能な権利を有すること（できる限り十分なりハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。）を自国の法制において確保する。」と規定する。

また、同条約13条が残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いに準用されることは同条約16条により明らかであるが、そもそも虐待と拷問の間の定義上の境界は多くの場合明らかでなく、それゆえ同条約14条も、拷問に限定することなく他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いを受けた被害者全てに適用されると解すべきである。

そして、被収容者処遇規則41条の4の「必要な措置」は、日本における法制の一環として、上記の条約規定に沿うよう解釈されるべきである。

- (3) 拷問禁止条約14条の「救済」とは、効果的な救済措置及び補償の概念を網羅すると解すべきであり、原状回復、賠償、リハビリテーション、被害者の気持ちを満たすための措置、再発防止の保証という5つの形の補償が含ま

れると解される。

被害者の気持ちを満たすための措置には、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のあるものに対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪も含まれると解される。

- (4) 東日本センター所長は、被収容者処遇規則41条の4に基づき、原告の処遇等に関し必要な措置を執る義務があり、これには、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のあるものに対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪、再発防止の措置も含まれる。にもかかわらず、東日本センター所長は、原告に対し、「理由あり」と書かれた文書を交付した以外に、調査結果・認定事実を開示せず、本件職員を含む加害者への制裁措置をせず、公式の謝罪もせず、その他具体的な再発防止措置をしていない。これは違法である。
- (5) なお、原告は行政機関個人情報保護法に基づき、本件不服申出にかかる書類全部について個人情報開示請求をしたが、甲第2号証のとおり、調査結果・認定事実是非開示とされた。

#### 第4 公権力の行使に当たる国家公務員であること

- 1 上記第2で述べた不法行為の主体は、いずれも、法務省が所管する東日本センター職員であるから、これら行為は公権力の行使に当たる国家公務員によりされたものである。
- 2 上記第2で述べた不法行為は、いずれも国家公務員が職務を行ううについて及んだものである。

#### 第5 損害

##### 1 慰謝料 130万円

- (1) 原告は、本件職員を含む職員等の暴行による肉体的・精神的苦痛を受けており、これら苦痛の慰謝料は50万円をくだらない。
- (2) また原告がこの暴行について不服申出をして、これに「理由あり」との判断を受けたのにもかかわらず、東日本センター所長は必要な措置を行わなかったことで、原告は更なる精神的苦痛を受けている。この精神的苦痛の慰謝

料は30万円をくだらない。

(3) 原告は、事実の根拠を欠いた隔離処分（本件隔離処分）を受けており、この肉体的・精神的苦痛の慰謝料は50万円をくだらない。

(4) 以上より、原告は、被告に対して、合計130万円を超える損害賠償（慰謝料）請求権を有するところ、本訴えでは、この一部である130万円を請求する。

## 2 弁護士費用 31万2000円

裁判実務では、不法行為責任を理由とする損害賠償請求訴訟では、一般的な事件に比して相応の労力、時間を要した場合には、他の損害合計額の10%を超える弁護士費用の賠償が認められている（原告が外国人であることなどを理由に10%を上回る弁護士費用の賠償を認めた事例として東京地判平成12年7月28日交民33巻4号1270頁等）。

本請求の場合、①原告が外国人であること、②国家賠償請求事件（行政事件）であり法的主張が一般不法行為責任を原因とする損害賠償請求より複雑なものとならざるを得ないこと、③いずれの加害行為も収容場内において同収容場職員により実行されたため内容の調査が困難であること、④原告が収容場に長期間収容され、かつ、本訴え提起後に再収容される極めて高い蓋然性があるため、弁護人の打ち合わせの負担が一層大きくなることなどの理由から、一般的な事件に比して相応の労力、時間を要することは明らかである。

したがって、本損害賠償請求の弁護士費用は、他の請求額（損害額）の24%に相当する31万2000円（内訳は、職員らの暴行を理由とする損害賠償請求について12万円、本件隔離処分を理由とする損害賠償請求について12万円、東日本センター所長が必要な措置を講じなかったことを理由とする損害賠償請求について7万2000円）が認められるべきである。

第6 よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、損害の一部である161万2000円及びうち124万円に対する2019年1月20日から支払済みまで、うち37万2000円に対する2019年2月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求め、本



訴えを提起する。

以上

#### 添付書類

- 1 訴訟委任状 各1通
- 2 甲号証写し 各1通

#### 証拠方法

- 甲第1号証 行政機関個人情報保護法に基づく一部開示決定  
甲第2号証 開示された、不服申出手続に係る書類1式  
甲第3号証 開示された、隔離手続きに係る書類1式